

Title	リユーバック市民の土地購入：第十四世紀後半のザクセン=ラウエンブルク公領
Sub Title	Der Grunderwerb lübischer Bürger im Herzogtums Sachsen-Lauenburg seit 1370
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1957
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.50, No.10/11 (1957. 11) ,p.1084(212)- 1095(223)
JaLC DOI	10.14991/001.19571101-0212
Abstract	
Notes	第五十巻記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19571101-0212

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

リューベック市民の土地購入

—第十四世紀後半のザクセン・ラウエンブルク公領—

高 村 象 平

—

リューベック市がドイツ・ハンザの盟主としての不動の地位を北ヨーロッパに確立したのは、一三七〇年のことである。この年デンマークを圧倒したドイツ・ハンザは、その輝かしい勝利のあとをシトラールズントの講和条約にとどめたのであったが、それはハンザの存在とともに、ハンザの対外政策を嚮導したリューベック市会の力量を、内外に識認させたものであった。

そののち約二世代にわたって、リューベック市会の政治力は諸方に發揮されていった。しかし一四〇七年同市内部の勢力抗争が表面化するに至って、一時その伸張は中断する。都市貴族層が壟断した従来の市会に代って、手工業者の代表を加えた新市会がこの年に成立したのである。

この一三七〇年から一四〇七年に至る四十年近くの年月は、リューベック市の政治力が最も伸張した絶頂期と

なし得るが、この期間に同市民が購入した土地について原資料を探ねると、その場所が明白なものは付表の一(別紙折込み)に掲げる三四の事例である。

この三四のケースにあらわれる三〇の村名を地誌について検索すると、いずれもリューベック市の南方の、エルベ河下流右岸に向った一帯の土地に存在する村落である。当時はザクセン・ラウエンブルク公領であった。

これを旧所有者別に分けてみると、しばしば譲渡者としてあらわれる者は、フォン・クルメッセ家、フォン・リツェラウ家、フォン・グレナウ家というラウエンブルク公に仕える三貴族と、ラウエンブルク公自身とである。そしてそれぞれの譲渡村落を、ラウエンブルク公領の北部すなわちリューベック市に近接するものから、次第に南方エルベ河に向っての順序にしたがって掲げると、付表二(次頁)となる。

このほかにラウエンブルク領の貴族で譲渡者となっているものに、フォン・チュールレ家(Walksfelde村、資料番号5)と、フォン・シャッケ家(Horzenbeck村、資料番号22)とがあるが、ともに一村乃至その年収入の売却にとどまる。また貴族以外の譲渡者としては、メーレン市民(Behlen村とHollenbeck村、資料番号1)とリューベック市民(Koselstorf村、資料番号9)があり、メーレン市会(資料番号13)もあるが、これまた一村落に関するものである。ただリューベック市民の名前が資料番号3、29、30にあらわれるが、いずれもそれ以前の時期にフォン・リツェラウ家、フォン・クルメッセ家からリューベック市民が購入したものの転売である。

リューベック市民が前記の二世代の間に入手したラウエンブルクの貴族の所領の地積については、これを詳かにしない。例えば資料4のグロス・シェンケンベルク村の二分の一が売却されたという場合、その二分の一とは該村落の全地積の半ばを意味するものとは限らない。それはウェーアマン氏の説のごとく、該村落の農地とこ

リューベック市民の土地購入

二二二(一〇八五)

[付表二]

フキソ・クルムツェ家		フキソ・リツェラウ家		フキソ・グレンナウ家		ザクセン公	
村名	資料番号	村名	資料番号	村名	資料番号	村名	資料番号
Cronsförde	11f, 16	Wenden	32	Gr. Sarau	25	Behlen	27
Niemark	10c, 15	Sirkstrade	32	Sarau	24	Albsfelde	17
Beidendorf	10d, 15	Kl. Klinkrode	26	この売却の他方において下記の諸村落を購入している。		Harnus	18, 19
Crummesse	2, 10b	Labenz	30			Giesen	27
Gr. Schenkenberg	12, 15, 16	Luchow	3	Behlen	27	Kl. Anker	27
Grimau	4, 7	Duvensee	33	Albsfelde	13, 17	Siebenbäumen	31
Bliestorf	11g, 16	Berggrade	28	Harnus	18, 19		
Castorp	11e, 12, 20	Ritzerau 城	34	Giesen,	27		
Harnus	8	Pogensee	23	Kl. Anker	27		
	19	Volter	6				

れに属する農民との一部分が譲渡されたとの意味であるにすぎない⁽¹⁾。のみならず、仮りに該村落のフーフエ総数が解っており、したがってその二分の一が何フーフエになるかが算定されても、それによってその土地の領有者の得分は明らかになし得ない。けだし封建的土地所有には、土地収益のほか幾多の封建的権利が附随して、土地領主がただちにそれらの権利をも掌握しているとは限らないからである。それ故に利用し得る資料の限定性にもとづき、リュールベック市民の入手した村落とその得分の一部分とを知り得るにとどまる。ただそれら村落の所在箇所を地誌と地図とによって按ずるならば、一四〇七年すなわちリュールベック新市会の成立と絡んで市民の

摘	要	出典
1376・4. Thomas Morckerke (LR) に売却		IV, 166. IV, 295.
買戻のうちに農地を売却する場合には市会が先買権を有す		IV, 195.
1373・11. 市会は 100m. 追加支払し買戻権の行使を売主に限定す		IV, 212.
この村は Berthold v. Ritzerau (A) が金貸 Schiphorst に抵当にいていたもの		IV, 240.
1409・5. Conradi Brekwold (LB) は Labentz 村, Helle 村のホーフと共に 315m. で買収		V, 248. No. 22参照
18m. の定期収入を含む		IV, 267.
買戻権留保		IV, 270.
1378 Hartmann Pepersack (LR) に売却		IV, 293. No. 3 参照 IV, S. 312, Anm. 1.
3 年のち買戻権留保		IV, 301, 302
20 年間の買戻権留保		IV, 338.
		IV, 353.
毎年マルチン祭 (11月11日) に売価と同額での買戻権留保		IV, 363.
1380・3. 売主は買戻権を放棄し、1321年、1324年ザクセン公エーリヒ一世から抵当物件として受けていた (b) (c) 両村の刑事裁判権及び設定質と (d) の漁撈権を買主に譲渡す		IV, 366. 373.
多くの森林及び泥炭地を含む。買戻権留保		IV, 368, 369, 376.
		IV, 374, 375.
		IV, 372.
		IV, 399.
買戻権留保		IV, 406, 407.
1 (f) 及び 11 (g) 両村の森林を含む。買戻権留保		IV, 408, 409.

[付 表 一]

番号	年・月	地 名	地 積・物 件	旧 所 有 者 名	新 所 有 者 名	譲 渡 価 額	摘
1	1371・11	Behlen 村 (a) Hollenbeck 村	9 フーフエ	Godekin Snakenbeck (メーレン市民) の息	Ludeke v. Mölln (LB)		1376・4. Thomas Morcker
2	1373・5	Crummesse 村	ホーフ及び農地	Marquard v. Crummesse (A)	リュールベック市会	300m.+100m.	買戻のちに農地を売却する 1373・11. 市会は 100m. i
3	1374・9	Luchow 村	1/2	Detlev u. Emeke Schiphorst (LB)	Nicolaus Stenbeke (LB)		この村は Berthold v. Ritzler 1409・5. Conradi Brekewo で買収
4	1375・9	Gross-Schenkenberg 村	1/2	No. 2 の売主	Johann Schepenstede (LR)	257m.	18m. の定期収入を含む
5	1375・10	Walksfelde 村	10m. の年収入	Volrad v. Züle (A)	Ludeke v. Osnabrück (LR)	100m.	買戻権留保
6	1376・3	Wolter 村		Berthold v. Ritzerau (A)	Emeke Schiphorst 及び Radeke Stoltevoet (LB)		1378 Hartmann Pepersack
7	1376・6	No. 4 の村	1/2	Heinrich u. Johannes v. Crummesse (A)	No. 4 の買主及び Eberhard Pauli (LB)	160m.	3 年のち買戻権留保
8	1377・8	Castorp 村		Henneke u. Eccard v. Crummesse (A)	Arnd Stark (LB)	240m.	20 年間の買戻権留保
9	1378・11	Koselstorf 村	1/2	Emeke Schiphorst (LB)	Nicolaus Krukow (LB)	150m.	
10	1379・12	No. 2 の村 (b) Niemark 村 (c) Beidendorf 村 (d)	1/2 及び水車 1/2	No. 2 の売主	Segebodo Crispin (LR)	1000m.	毎年マルチン祭 (11月11日) に 1380・3. 売主は買戻権を放棄 件として受けていた (b) (c) 両
11	1380・3	Bliestorf 村 (e) Cronsforde 村 (f) Grinau 村 (g)	1/2 1/2 1/2	No. 2 の売主	No. 10 の買主	2000m.	多くの森林及び泥炭地を含む。
12	1380・4	No. 2 の村及び No. 11 (e) の村	森林及び泥炭地	Vicko u. Detlev v. Crummesse (A)	No. 10 の買主	80m.+85m.	
13	1380・5	Albsfelde 村		メーレン市会	Detlev u. Volmar Grönow (A)	100m.	
14	1382・1	No. 4 の村	Musse の森	No. 8 の売主	No. 4 の買主	80m.	
15	1382・4	No. 2 の村 No. 10 (c) の村 No. 10 (d) の村	1/2 1/2 持 分	No. 8 の売主	Gerd u. Hermann Darsow (前者は LR, 後者は LB)	800m.	買戻権留保
16	1382・4	No. 2 の村 No. 11 (f) の村 No. 11 (g) の村	2 ホーフ 1/2 1/2	No. 8 の売主	No. 15 の買主	2400m.	11 (f) 及び 11 (g) 両村の森林

土地購入が一時中断されるに至った時まで、ラウエンブルク公領内の農地のかなりの部分が、リュールベック市民の手中にあったということができるのである。

フォン・クルメッセ家の所領は、リュールベック市の南境に最も近接し、同市からハンブルクに至る街道とシテークニッツ河との両側に沿っていた。リュールベック市の南方進出途上に重要な箇所である。それだけにはやくも一三七三年リュールベック市会は率先して、その本拠クルメッセ村の農地購入を開始し（資料番号2）、ついでシェッペンンターデ、クリスピン等の市会議員がフォン・クルメッセ家の所領の買収に進んだ。かくて開始以来十年余にして、同家の所領はほとんど全くリュールベック市民のものとなったのである。

つぎにフォン・リツェラウ家の所領は、フォン・クルメッセ家旧領の南方、前記の街道と河に挟まれた場所にあったが、同家がつとにリュールベック市民から借財しその所領を抵当物件としていた関係から、次第に所領を失い、ついに一四〇七年にはその居城すらリュールベック市会に渡さざるを得なくなっている（資料番号34）。

第三に、フォン・グレナウ家がリュールベック市民に譲渡したものは、リュールベック市に比較的近い一村落の半ばと森林とであるが、その他方、それより南方に位置する五つの村落を新たに買収・領有するに至っている点は、上述の二貴族と趣きを異にするところである。すなわち同家はもともとラウエンブルク公領の北部に所領を構えていたのを、ラウエンブルク公の許諾を得て次第に南部に移封したわけである。この理由は明らかでないが、おそらく同家としてはその所領の多くを手離さねばならぬような財政事情にはなかった。しかもなおリュールベック市民の土地取得の対象となることを惧れて、その所領をリュールベック市から離れた場所に移したものとみてよいのではないかと想像されるのである。ただしこれについての資料的裏付けはない。

最後にランデスヘル自身すら、リュューベック市民にその直領地を譲渡している(資料番号91)。ザクセン公が貴族フォン・グレナウに対して、五ヵ村と物故した貴族バルケンティンの全封地(その村落名は不詳)とを譲渡したのは、リュューベック市民に売却した場合と事情を異にすること、上述のごとくである。そして一三九二年にはその一部分の対価として二二二〇マルクを受領しているが、これはこの金額を支払ったフォン・グレナウ家の財力が、同時代の他の貴族と相違することを示す一つの証左となる(資料番号27)。

なお資料番号1にメーレン市民、13にメーレン市会が譲渡者としてあらわれている。メーレン市は、リュューベック市とエルベ河に沿うラウエンブルク市とを結ぶ街道の中間にある小都市であり、一三五九年リュューベック市会がザクセン公からメーレン市並びにメーレン代官管区を九三七マルクをもって買収して以来、一六八三年まで三世紀余にわたってリュューベックの高権の支配を受けていた。すなわち同市の市会を支配するものはリュューベック市であり、また代官管区の指揮者は、リュューベック市会の派遣する代官であった⁽³⁾。したがって本稿においてメーレン市民乃至市会は、リュューベック市民乃至市会とほとんど同一の取り扱いをして差し支えないことになる。

注(1) Vgl. E. Wehrmann, Die Lübeckischen Landtüter. ZLGA. Bd. 7. Ht. 2. (Lübeck, 1895) S. 214.

(2) UBS&L. III. Nr. 323.

(3) Georg Fink, Lübeck's Stadtgebiet, in Städtewesen und Bürgerturn als geschichtliche Kräfte: Gedächtnisschrift für Fritz Rörig. (Lübeck, 1953) S. 270.

二

前節に掲げたものは一三七〇年—一四〇七年における土地購入である。これ以前にラウエンブルク公領内

で、リュューベック市民が買収し、またリュューベックに所在する修道院・救護院等の宗教団体に寄進された村落はすくなくない。例えば前者については一二九一年、後者については一二五〇年のはやきに、所有の移転がおこなわれている⁽¹⁾。これらを前節の三四のケースに加えるならば、ラウエンブルク公領内の土地に対するリュューベック市民の取得欲はかなり著しいものとなる。それを喚起したものは何であろうか。

その一つに富有商人の土地領主化という一般的動向がある。これについてはリュューベック市民たりとも例外たり得るものではなかった。むしろ彼らは、この一般的傾向をつくりだす上の材料を提供している当人たちだったのである。前節に掲げた資料10、22の摘要欄にあるごとく、土地領有と結んだ封建的権利すなわち裁判権、設定質の設定、漁撈権等の取得は、譲受人たる彼らの求めるものであった。これと並んで、ラウエンブルク領がリュューベック市民によってとくに狙われた理由を窺う上に、資料11、12、16、20、24の譲渡物件が手懸りを与えている。それは森林や木材が売買されていることである。

リュューベック市とエルベ河下流との間に介在するラウエンブルク公領は、その両端にある大都市・リュューベック市とハンブルク市にとって食料(穀物)供給地であった。そればかりではない。ここは木材産出地でもあったのである。豊富な潤葉樹林、とくにオーク樹林をもって古来著名なところであった。その主要な用途は燃料、建築用材のほかに船材と桶材とである。ことに桶材は、葡萄酒、麦酒、バター、鯀、塩等の運送に欠くべからざるものであった。そして一般に桶材は、遠隔地からではなく、消費地たる都市周辺から供給されるのをつねとした⁽²⁾。すなわちラウエンブルク公領はホルンスタイン伯領とともに、リュューベック市並びにハンブルク市の製桶業者の渴仰の地となっていたのである。これについてはすでに一七八八年リュューベック市に賦与されたバルバロッ

サ特権状に、同市南方のラッツェブルク湖並びにメールン湖に至る地域の森林の利用が許されていることに徴して、その重要さが解る。またラウエンブルク公領から木材がリュューベックに積出されたことを示す資料もすくなくない。さらにこの頃にはリュューベック市にとって木材需要の特殊事情が加わる。それは一三九一年以降シテークニッツ運河の構築が開始されたことである。これはシテークニッツ河とデルヴェナウ河とを結び、以てトラーフエ河とエルベ河とを連結することを図ったものである。この運河建設に必要な木材が現地調達されたことはいうまでもない。

かくのごとき農林業の適地として、このラウエンブルク公領はリュューベック市民の土地取得の対象となった。換言すれば、同市に近接するこの土地の経済的利用と土地所有にもなう社会的地位の上昇とが、この地帯にくくに注目せしめたのであった。しかしそれはリュューベック市民個人としての欲求のあらわれである。これと並んで、都市当局による都市の勢力範囲拡張政策も働いたことをみなければならない。前節の三四のケースのうちで、リュートベック市会が市民に率先してフォン・クルメッセ家の農地買収の拳にでたこと(資料番号2)、フォン・シャッケ家の所領購入に際してはその地に存するすべての領主的権利と併せ得たこと(資料番号22)、さらにフォン・リツェラウ家の居城すら買収したこと(資料番号34)、等によって、都市当局の配慮の一端は明らかになっているのであった。

リュューベック市当局のこの地帯に対する関心は、これを経済的なものと政治的なものとに分つことができる。前者は交通の安全確保にいずるものであり、後者は全国和平政策の育成を図ったものである。前者はリュューベック市がドイツ・ハンザの盟主であることからして、とくに配慮することを要請されたし、後者は帝国直屬都市と

して、皇帝・諸侯の提唱に呼応して、この北ドイツに秩序の維持・保障を確立せねばならぬ立場に置かれていたからであった。

周知のごとくドイツ・ハンザの商業幹線は、ラウエンブルク公領を貫通していた。その一はバルト海地域と北海地域とを結ぶもの、リュューベック市からユットランド半島の付根を横断してハンブルク市に至る街道である。これはドイツ・ハンザにとって最も肝要な東西両欧連絡の商業路であった。第二は、メールン市を經由して東方メクレンブルク地方に通ずる道路である。そして第三に、メールン市を南下してエルベ河を渡り製塩都市リュートネブルクに向う商業路がある。これはさらにマグデブルク、エルフルトを経て南ドイツに達する。すなわち南北両欧の商品交易ルートである。これらの街道では、諸都市の發達とともに、重要な高価商品の運送が盛んとなったから、それだけこの運送に加えられる危害は増大した。貴族や諸侯相互間の私闘の巻添いを受けることもすくなくなく、掠奪を蒙ることも多かった。この街道の不安を除去する対策が、商業交易を生命とする諸都市にとって切実な問題となったことはいうまでもない。

ただこのリュューベック市の南方に連なる一帯の地は、その東側と西側とはワーケニッツ河とトラーフエ河とによって守られていた。問題は南側であった。メールン市とラッツェブルク湖との間には、なんらの自然的防衛物がなかった。ここに何回かの和平同盟の結成、治安攪乱者に対する断乎たる措置を重ねたのち、恒久的施設として濠を構築することが企てられた。一三〇三—一六年にリュューベック市の境域の南端に設けた濠が防衛上有効であった経緯を基にしたものである。すなわち一三五〇年リュューベック市は、ザクセンラウエンブルク公及びメールン市と協力して、ラッツェブルク湖の南端とメールン湖の北端とを結ぶ濠を構築し、三者分担してその保全

に当たつたのである。⁽⁶⁾かくてメーレン市は、リュューベック市にとって、この濠の南部分の共同維持者として重要な存在となり、メーレン市並びにリュューベック境域の西南部に接するメーレン代官管区は、これを経済的にも軍事的にも確保することが必要になった。前節末尾に述べたメーレン支配の直接原因はこれであった。

越えて一三七〇年一月リュューベック市会は一六二六ニマルクを投じて、ザクセン公から南方のベルゲドルフ全域をそのあらゆる収入・用益権・裁判権とともに取得した。⁽⁷⁾また七五年にはデンマークとの戦費調達に苦慮するホルンシュタイン伯に四〇〇〇マルクを用立てて、シトーマルンの土地、トリットアウの城、オルデスレーの都市の引渡を受けた。⁽⁸⁾シトーマルンは、メーレンとベルゲドルフの両所領をつなく位置の領域である。ここにリュューベック市の支配地は一田化されることとなり、さらにハンブルクへの街道に沿う重要地点オルデスレーとトリットアウの保有によって、この重要な商業路の安全化は容易となったのである。それは同時にこの地帯の治安の維持も可能となることである。商業交易の安全、治安の維持の両者は、ひとりリュューベック市の発展に資するだけではない。ドイツ・ハンザの生命線を守りかつ培養し、もってその政治的経済的基礎を固めるものであった。すなわちラウエンブルク公領に対するリュューベック市の勢力拡張は、ひとり同市の政策にとどまるものではなく、ドイツ・ハンザのための政策でもあったのである。

注(1) 拙稿「市域設定と市民の土地取得——リュューベック市についての暫定的考察——」三田学会雑誌三六巻四号(昭和十七年四月)、掲載の第一表(10)、第二表(42)を参照。

(2) Wilhelm Stieda, Hansische Vereinbarungen über städtisches Gewerbe im 14. und 15. Jahrhundert, HGBL. Jg. 1886. S. 108.

(3) 前掲拙稿「一〇頁」一六頁。

(4) その一例として、一三七九年九月、貴族 Detlev Rastorf は、その領有する Culpin の森から、リュューベック市会の選別した六〇本のオーク樹を、同市会に六〇マルクで売却し、市会は三年以内にこの樹木を自由に利用・伐採する権限を得てゐる。(UBStL. IV. Nr. 361.)

(5) その若干については、拙稿「ザクセン都市同盟の成立」、社会経済史学、二二巻一、四頁参照。第十四世紀後半においては、一三五四年メクレンブルク公、ザクセン公、シユウエーリン伯、リュューベックほか十一の都市の間には結ばれた二カ年の和平同盟(UBStL. III. Nr. 218)と一三七四年ザクセン公、ホルンシュタイン伯、リュューベック市、ハンブルク市の間の二カ年の和平同盟(UBStL. IV. Nr. 219)があり、後者は七六年に更新され、さらに八二年に至って三カ年延長された。(Ebenda, Nr. 305, 402)

(6) Karl Kopmann, Die Landwehr zwischen dem Ratzeburger und dem Mölner See, HGBL. Jg. 1894. S. 97 ff.; Hermann Hofmeister, Die Landwehr Ratzeburg-Möln. in Lübsche Forschungen: Jahrbuch der Verlags des Vereins für Lübeckische Geschichte u. Altertumskunde. (Lübeck, 1921) S. 267 ff.

(7) UBStL. III. Nr. 707, 708.

(8) UBStL. IV. Nr. 257.

三

他の機会に述べたところであるが、リュューベック市は第十三世紀初年帝国都市となって以来、まず同市周辺の境域を確定するとともに、バルト海への出口たるトラーフエ河口を獲得した。ついで第十四世紀前半にかけてリュューベック市民は主としてホルンシュタイン、メクレンブルクの諸村落の土地を購入した。⁽¹⁾この場合の土地取得を概観すると、その買収地点は分散して相互に結びつきがないことが特徴となっている。かつその個々の買収に投じた金額もさして多額なものとはいえない。これは市民の当時の資力——余剰資金の程度のみからしめると

リュューベック市民の土地購入

二二二(一九三)

ころであった。

一二三(一〇九四)

しかるに第十四世紀後半以降における土地取得は、前節の三四のケースについても窺われるように、さらに上述のリュューベック市会の支配地獲得の動きによっても明らかのように、それらの進出方向は一定地域——ラウエンブルク公領——に集中しており、その取得に費した金額は甚だ大である。ドイツ・ハンザの盟主として、その勢力の絶頂期にあったリュューベック市乃至市民の投資行為として、これは至当なことであった。一三七〇——一四〇七年の市民の土地購入はおそらく前記の三四のケースにとどまるものではなく、もっと多かつたことと想像されるのであるが、仮りにこの三四のケースに限定しても、資料に明示された金額の総計は一三〇〇〇マルクを越えている。このほかに、市会がメルン、ベルゲドルフ、ジトーマルンの支配獲得に費した金額は三〇〇〇マルクに及ぶ。これらは第十四世紀後半の北ドイツの諸事情からみて莫大な金額といわねばならないが、これが授受されたことからして、当時のリュューベック市民とくに市会議員であったクリスピン(資料番号10、11、12)やダルソウ(資料番号15、16、20)の豊かな資力を思うとともに、土地やそれからの定期的収入を躊躇するところなく市民に売却した当時の領国諸侯や貴族の財政逼迫状態を推測することができる。前掲の三四のケースの概ねには、何年間かのうちに譲渡者が買戻権を行使し得るとの留保条項が附されているが、これは当時の譲渡文書に通例附記される約款であって、封建貴族層の窮迫した経済事情はこの行使を阻げ、市民が一度入手した土地の返還をせまられたことは、ほとんどなかったといつて誤りではない。

上述のごとくリュューベック市会は、その豊かな資力を巧みに利用して、第十四世紀の半ば以降メルン、ベルゲドルフの主権を獲得し、ラウエンブルク公領への進出のいとぐちをつけた。この南進策に追随するような形で、リュューベック市民は個人的投資によってこの地帯の土地を取得していった。それは彼ら自身の致富と栄誉のためのものであったが、同時に彼らの都市の地位を確固に築きあげることにもなったのである。すなわち第十四世紀後半から第十五世紀初年にかけてのラウエンブルク公領への拡張は、一見したところ都市と市民との協力そして相互補完の形をとっている。ただしこのことは、両者が意識して行動した結果であるといふことはできない。ただいい得るところは、政治情勢の展開によって関与する機会があれば、リュューベック市会はこれをその都市の勢力拡張に利用することを怠らなかつた。この都市の最高機関たる市会に参画した議員の首脳部が、既掲の三四のケースにおける新所有者の大部分を占めている。したがって彼らの土地取得の方向が、市会によって進出の途がすでにつけられているところに、すなわち比較的容易に取得し得るところに向うのは、なんら異とするに足りない。それは彼らが市会の意向にしたがって行動したということではない。彼らは市会とは離れた個人として、経済的考慮をもってラウエンブルク公領内の土地を購入したのであった。

注(1) 前掲拙稿「市域設定と市民の土地取得」、一二頁以下参照。